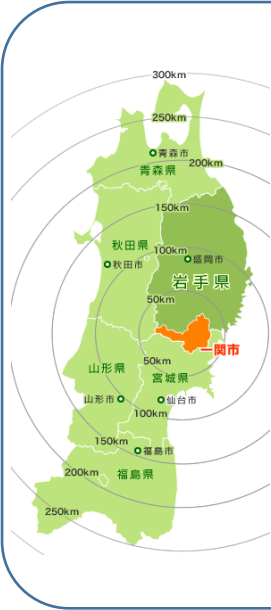


一関市学会等(学会・大会・会議・スポーツ大会)開催補助金制度



一関市では、市内で宿泊を伴う「学会・会議・大会・スポーツ大会」を開催した場合に、主催者に対して参加宿泊者数に応じた額を補助します。是非、ご活用願います。

「学会・大会・会議・スポーツ大会」の開催は一関市で!



■学会等とは■

学会等は、(1)から(3)のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) **学会** 学術研究の向上及び発展を図ることを目的に、主に大学等の教育機関及び研究機関又は大学等の教育機関及び研究機関に所属する者が中心となって主催する学術研究の発表又は討論のための会合その他これに準ずるもの。
- (2) **大会・会議** 団体又は組織の構成員等が行う集会、発表会又はこれに準ずるもの。
- (3) **スポーツ大会** 団体又は組織がスポーツの振興や競技力の向上を図るために開催する大会。

■学会等の区分■

- (1) **地方学会等** 東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域をいう。）の全域からの参加が見込まれる規模の学会等
- (2) **全国学会等** 東北地方の全域及び東北地方以外の区域からの参加が見込まれる規模の学会等
- (3) **国際学会等** 日本を含む2か国以上からの参加者を有し、かつ、国外から10人以上参加が見込まれる規模の学会等

■補助金の対象となる学会等の要件■

- (1) 市内で開催されること。
- (2) 参加者のうち市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用を受ける施設をいう。）に宿泊する人数が、次の要件を満たすこと。
 - ① 学会にあっては20人以上
 - ② 大会・会議にあっては50人以上
 - ③ スポーツ大会にあっては100人以上

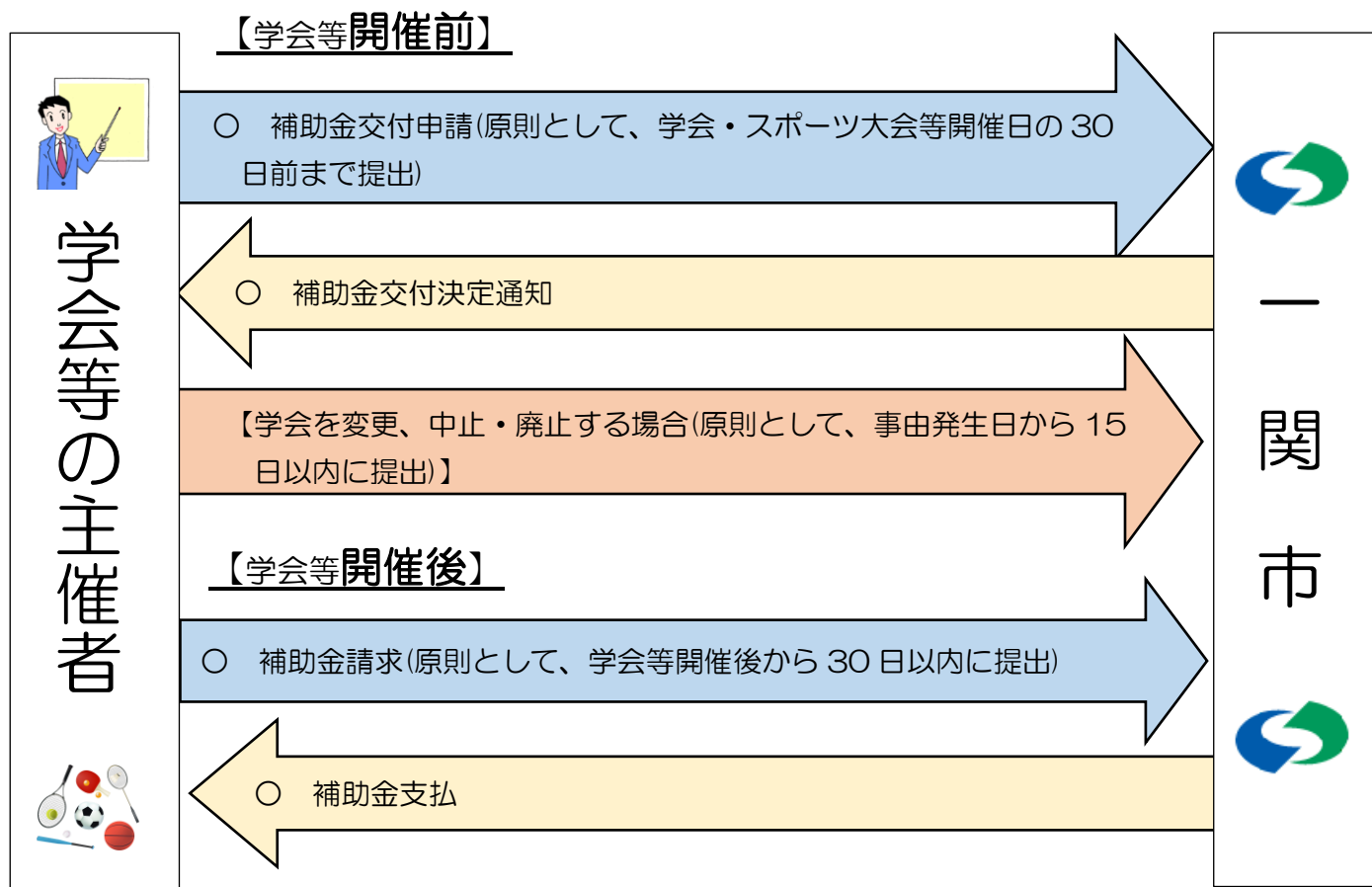
■補助金交付の対象外となるもの■

- (1) 国又は地方公共団体が主催及び共催するもの。
- (2) 営利を目的とするもの。
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益となるもの。
- (5) 学会等の実施に対して、市から他の補助金の交付を受けたもの。
- (6) そのほか、市長が特に不相当と認めるもの。

■補助金の額■

学会等の区分	1人当たりの補助額	限度額
地方学会等	1,000円	20万円
全国学会等	2,000円	40万円
国際学会等（スポーツ大会）	2,000円	40万円
国際学会等 （スポーツ大会を除く）	国内から参加した者	80万円
	国外から参加した者	

■補助金申請の流れ■



■ 詳しくは一関市まちづくり推進部まちづくり推進課へお問い合わせください。

【一関市役所】 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-2111 (代表)・8671 (まちづくり推進課直通)

Email machi@city.ichinoseki.iwate.jp